

議案第70号

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例の廃止について

次のとおり鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例を廃止する条例

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例（平成12年鳥取県条例第62号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に利用した介護保険サービスに係る利用者負担額に対する助成については、なお従前の例による。